

福祉住環境
コーディネーター

6

第 章

1 級検定試験

マークシート方式の 予想模擬問題と解答・解説

- マークシート方式の予想模擬問題…………… 234ページ
- マークシート方式の予想模擬問題の解答・解説… 273ページ

マークシート方式の予想模擬問題

〈解答一覧⇒273ページ、解説⇒274～289ページ〉

第1問 (各2点×5)

次のア～オの設問に答えなさい。

第1問 ア. 福祉住環境整備の必要性と福祉住環境コーディネーター1級の役割に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①福祉住環境整備においては、「仕様規定」や「性能規定」を用いた物理的環境としての整備に留まらず、今後は、環境づくりの「プロセス規定」をするようなガイドラインやシステムが求められることとなる。
- ②環境整備においては、個別にバリアとなっているものを取り除いていくというバリアフリーの考え方から、誰にでも使いやすい環境をあらかじめ整備しておこうとするユニバーサルなデザインのあり方へと考え方が移行してきている。
- ③住環境整備は新築の建設だけではなく、既存資源を活用しながら転用や改修、用途変更などにより、よりよい空間を創出することも必要である。さらには、物理的環境に限らず、人的社会的環境、精神文化的環境を含めた包括的環境づくりの視点が重要となる。
- ④福祉住環境コーディネーターは、生活者である利用者を対象とするヒューマンサービスに携わる専門職であり、仕事として行動するさいには「法と人道に反する行為をしない」という公民としての倫理が求められる場合がある。
- ⑤福祉住環境コーディネーター1級は、地域包括ケアのネットワークづくりや福祉のまちづくりなどの計画策定や実践におい

て、必要な知識や技術を身につけ、福祉住環境整備の立場からのコーディネーター役を担う。

第1問 イ. 社会福祉施策の展開と地域住民に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①日本国憲法第25条に国民の最低限度の生活保障に対する国の責務が明記され、それ以降さまざまな社会福祉制度が整備された。その制度体系の大枠を示したのが、1950(昭和25)年に社会保障制度審議会より出された「コミュニティ形成と社会福祉」である。
- ②コミュニティケアは、イギリスの身体障害者の医療分野で構想されたものであり、身体障害者の社会復帰を促し地域での自立生活を実現するために、病院内ではなく、地域に居住の場や各種の支援サービスを整備し、病院との連携システムの下で支援を行うというものであった。
- ③1951(昭和26)年に制定された社会福祉事業法において、社会福祉は社会福祉事業経営者や関係者によって進められるものという考え方が明確にあったため、制度上は地域社会や地域住民が登場する余地はなかった。
- ④社会福祉法第4条により、地域住民は、社会福祉事業の経営者等と並んで、理解し協力する客体の立場として、地域福祉を推進しなければならない。
- ⑤「地域福祉」とは、「地域における社会福祉」を短縮した言葉であり、法の中だけで使われてきたものであった。しかし、2000(平成12)年の「社会福祉法」の制定により、この「地域福祉」という言葉が実践や研究の場面でも頻繁に使われるようになった。

第1問 ウ. 福祉の現代的課題と福祉コミュニティづくりに関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたと

き、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)厚生省（現・厚生労働省）の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」は、現代社会特有の福祉課題として、「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や孤独」などを取り上げたが、これらは従来の社会福祉サービスによる現金給付では対応困難な事例であるため、ホームヘルパーやデイサービスといった個別のサービスの提供で対応すべきといえる。
- (b)法定後見制度は、保護を受ける本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に分かれている。このうち「後見」類型が判断（意思）能力の低下が最も著しい状態であり、「日常生活に関する行為」を含めたすべての行為が代理権の対象となる。
- (c)孤立死の問題は、大家族制や濃密な近隣関係がある時代・地域ではあまり問題にならなかったが、それらが喪失したことで目につくようになってきた。今後も、特に高齢者や、あるいは過疎地での出来事として孤立死防止の取り組みが求められる。
- (d)各地に配置されている民生委員は、2006（平成18）年度から「災害時一人も見逃さない運動」を展開しており、一定の成果も上げているが、民生委員だけではおのずと限界があり、いかに多くの地域住民が参加した取り組みができるかが課題である。
- (e)防災については、個人や世帯単位での取り組みと、「災害対策基本法」にもとづいて行政が行う環境や体制整備の2つの備えに加えて、地域社会に期待される役割も大きい。各地域には、地方自治体の支援の下、町内会や自治会が中心になって自主防災組織が結成されている。

①(a)× (b)× (c)× (d)○ (e)○

②(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)×

③(a)○ (b)○ (c)× (d)× (e)○

④(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)○

⑤(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)×

第1問 工. 個人情報保護に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを

○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)「児童虐待防止法」や「高齢者虐待防止法」などの各法には、虐待が疑われる場合にそのことを関係機関に通報するという行為は「刑法」における秘密漏示罪等には該当しないという内容が明記されている。
- (b)2017（平成29）年に全面施行された「改正個人情報保護法」では、改正前の「個人情報保護法」とは異なり、個人情報を取り扱うすべての事業者が適用対象とされている。
- (c)2017（平成29）年に全面施行された「改正個人情報保護法」では、「個人情報」の定義が見直され、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものとされた。
- (d)地域活動においては、町内会の名簿を作る際に特に注意が必要である。名簿の作成はほとんどの場合で「個人情報保護法」に抵触することになるため、どの町内でも現在は作成を取りやめるようになっている。
- (e)内閣府の調査（2006（平成18）年9月）によると、「防災・防犯のためであっても個人情報を共有・活用しない方がよい」という答えは、成人男性で80.6%、成人女性で53.0%にのぼり、大多数は、「防災・防犯のため」という条件つきではあっても、個人情報の共有や活用に難色を示している。

①(a)× (b)○ (c)× (d)○ (e)×

②(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)×

③(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○

④(a)○ (b)○ (c)○ (d)× (e)×

⑤(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)○

第1問 オ. 福祉コミュニティづくりの方策に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①小地域ネットワーク活動は、高齢者や障害者の日常的な生活支援を目的として、最も身近な存在である近隣住民が参加して進める活動である。
- ②ソーシャルサポートネットワークは、援助を必要とする障害者や高齢者等を中心に、制度に基づいて行われるサービスであるフォーマルサービスと、制度に基づかず独自に行われる援助活動であるインフォーマルサポートが結び合ったつながりのことである。
- ③1989（平成元）年以降、文部科学省が定める学習指導要領の中に奉仕的活動が位置づけられたことによって、学校のクラブ活動に「奉仕的な活動」が加えられたり、学校行事の中に「奉仕的行事」が加えられるなど、学校サイドの取り組みも進み、学校教育で福祉を学ぶ機会が着実に増えている。
- ④1994（平成6）年に全国社会福祉協議会が高齢者を中心とした「ふれあい・いきいきサロン」を提唱し、それ以降サロン活動は各地で展開されるようになった。しかしながら、もともと高齢者を中心に始まった活動であるため、それ以外の障害者や子育て中の親子などの分野までにはあまり広がっていない。
- ⑤要支援者の自立生活には、重層的なネットワークの形成による継続的な見守りが必要である。見守りなどの活動は、小地域ネットワーク活動として重要な役割や機能を果たしており、ソーシャルサポートネットワークの一部を形成しているといえる。

第2問（各2点×5）

次のア～オの設問に答えなさい。

第2問 ア. 福祉コミュニティづくりの主体に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①従来、社会福祉における住民参加は、事業の展開過程である「PLAN→DO→CHECK→ACTION」のサイクルのうちの「ACTION」の部分への参加に偏っていたが、これからはむしろ「DO」の部分への関与を強めていく必要がある。
- ②「災害対策基本法」に基づいて作成された「防災基本計画」では、自主防災組織の育成強化や防災ボランティア活動の環境整備などが盛り込まれているが、各市町村の地域防災計画には自主防災組織に関する規定が盛り込まれておらず、今後の課題となっている。
- ③地域赤十字奉仕団は、町内会などの地縁組織そのものではないが、赤十字の事業である献血や病院でのボランティア活動、災害時の組織的な支援活動などに加え、市町村行政や市町村社会福祉協議会などとも連携し、福祉コミュニティづくりにおいて大きな役割を果たしている。
- ④町内会や自治会は、地縁組織としてとてもなじみのある組織である。地域住民の生活において重要な役割を果たしているため、「地方自治法」において加入義務が定められている。
- ⑤わが国の社会福祉施設は、「社会福祉法」に基づいてすべての分野の施設が整備されている。種類は20ほどあり、入所型、通所型、利用型の3つの利用形態に分類できる。

第2問 イ. 特定非営利活動法人（NPO法人）に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)NPO法人は、1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく法人であり、法人格の取得には厚生労働省の認証が必要となる。
- (b)2015（平成27）年9月30日現在、内閣府の調べでは、認証を受けた法人のうち、定款に記載された特定非営利活動の種類の中で最も多いのは、「まちづくりの推進を図る活動」であった。
- (c)特定非営利活動法人（NPO法人）は、「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること、「営利を目的にしないこと」などの条件に該当するときに法人格が与えられる。
- (d)NPO法人になることで、事業計画や会計書類の整備、年1回以上の総会の開催と毎年の事業報告書や計算書類等の所轄庁への提出などが生じる。また、軽微な場合を除いて定款の変更には所轄庁の認証が必要になる。
- (e)NPO法人は、法に定められた20種類のなかから1種類の非営利活動を定款に記載して認証されるため、1つの法人が複数の種類の非営利活動を行うことはない。

- ①(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)○
 ②(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○
 ③(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)×
 ④(a)○ (b)○ (c)× (d)○ (e)×
 ⑤(a)× (b)× (c)○ (d)× (e)○

第2問 ウ. 社会福祉協議会および生活共同組合に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①社会福祉協議会は、「社会福祉法」に規定される社会福祉法人である。住民を含めた地域のさまざまな関係者が参画し、地域福祉を推進するための組織として全市町村、都道府県に設置されている。
- ②生活協同組合（生協）には「くらしの助け合い会」が設置され

ている。これは、支援を必要とする人であれば会員に限定せず、低額な料金で、介護保険などの対象とならない簡単な介護や家事援助、外出や通院の付き添い、一時保育などを行う活動である。

- ③社会福祉協議会の問題点として、会長を市町村の首長が兼務していたり、財源の多くを補助金や委託費が占めるなど、独自の役割や独自性がみえにくいという指摘を受けることがある。
- ④社会福祉協議会の事業内容は各協議会が独自に定めているが、全国の市町村社会福祉協議会のほとんどが、ボランティアセンターを設けて、情報提供や研修などによって、ボランティア活動を推進、支援している。
- ⑤生活協同組合（生協）は、「消費生活協同組合法（生協法）」を根拠とする一定の地域や職場単位で結成される人と人との結合体である。組合員への最大奉仕を使命とし、組合への加入が生協を利用するための条件となっている。

第2問 エ. 民生委員・児童委員および共同募金に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)民生委員は厚生労働大臣の委嘱により、無給で福祉活動を行っている。担当区域が特に定まっていないため、地域の状況に合わせて柔軟に動くことができるという特徴がある。
- (b)民生委員は「民生委員法」を根拠法とし、都道府県知事の指揮監督を受けるとともに、公務員と同様の守秘義務等を課せられている。また、民生委員が「児童福祉法」の規定により児童委員を兼務する場合には、都道府県知事に新たな届出が必要となる。
- (c)共同募金は、現在、さまざまな方法で募金が行われているが、2014（平成26）年の募金実績額では、法人（企業）募金の割合

が最も多く7割以上を占めている。その次に、職域募金、個別募金と続いている。

(d)共同募金は、1951（昭和26）年に「社会福祉事業法」（現・「社会福祉法」）によって制度化され、現在も国民的運動として展開されている。

(e)共同募金では、「社会福祉法」にあるように、集まった募金は「社会福祉を目的とする事業を経営する者」に配分されるが、これには社会福祉法人に限られず、NPO法人やボランティアグループなど、地域で活動するさまざまな団体が含まれる。

- ①(a)× (b)× (c)× (d)○ (e)○
②(a)○ (b)× (c)○ (d)○ (e)○
③(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)○
④(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)×
⑤(a)× (b)○ (c)× (d)○ (e)○

第2問 オ. 地域で支える高齢者ケアの意義に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①特定の対象を長期間追跡する調査である長期縦断研究による老化の実態データ等の分析から、平均寿命が延び、新しい世代の人々が高齢者になっていくということは、心身ともに若々しく活力があり、しっかりとした生活機能、すなわち自立能力をもった元気な高齢者が増加することにはかならない。
- ②75歳以上の後期高齢者は老化に伴う心身の機能や生活機能の低下が少しずつ顕在化してくるが、特に女性は何らかの介護を必要とするような不健康寿命が長くなる可能性が大きい。
- ③老年症候群とは元来、高齢者医療あるいは老年医学の領域で用いられた概念であり、必ず疾病をとめない、日常生活動作（ADL）を障害し、日々の生活の質（QOL）を低下させるような状態をいう。

④地域在宅高齢者を対象とした老年症候群の特徴には、症状が致命的ではない（「生活上の不具合」とされる）、日常生活への障害が初期には小さい（本人にも自覚がない）などがあり、老年症候群に対する対策は病気の治療とは異なっていることに困難性が存在している。

⑤老年症候群に対する対策としては、対応すべき対象者の明確化が必要となる。すなわち、危険因子（リスクファクター）の明確化と効果的検診（スクリーニング）の実施である。

第3問 3-1 (各1点×5)

ユニバーサルデザインの概念および沿革に関する次の(a)～(e)の記述の【ア】～【オ】部分に下記の中から最も適切な用語または数値を①～④から1つ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)「ユニバーサルデザインの7原則」の中の【ア】とは、絵文字（ピクト）、言語、触知情報など多様な手段を使用して、施設利用や案内などの表示をわかりやすいものとすることである。
ア. ①単純性と直感性 ②判別性 ③認知性 ④標準性

(b)アメリカでは、ユニバーサルデザインの代わりに「ヒューマン・センタード・デザイン（人間中心の設計）」という表現も使われている。また、ヨーロッパでは、ユニバーサルデザインの同義語として【イ】という用語が用いられている。

- イ. ①パーソン・センタード・デザイン
②インクルーシブ・デザイン
③ダイバージョナル・デザイン
④アダプタビリティ・デザイン

(c)日本におけるユニバーサルデザインの原点は、1970年代初頭に【ウ】で生まれた福祉のまちづくり運動を挙げることができる。その前年に定められた「国際シンボルマーク」が、この運動を進めていた市民グループに大きな影響を与えた。

- ウ. ①京都市 ②静岡県 ③東京都 ④仙台市
- (d)国際シンボルマークは【エ】により1969（昭和44）年に制定された「障害のある人でも利用できる建築物、設備」を意味するマークである。
- エ. ①米国基準協会 ②世界保健機関
③世界リハビリテーション協会 ④国際連合
- (e)アメリカでバリアフリーデザインの問題が表面化し始めたのは、1970年代後半からである。当時、【オ】からバリアフリーデザインが障害者に特化しているとの批判が起きたことが始まりである。
- オ. ①市民団体 ②高齢者の権利擁護団体
③医療・福祉業界 ④建設業界

第3問 3-2 (各1点×5)

地域で支える高齢者ケアに関する次の(a)~(e)の記述の【ア】~【オ】部分に下記の中から最も適切な用語を①~④から1つ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)介護予防に関するスクリーニングツールとしての質問票そのものの評価において最も重要な点は、【ア】の検証といえる。この場合の【ア】とは、「測定された指標が概念を適切に表しているかの程度」を意味する。
- ア. ①信頼性 ②統一性 ③特異性 ④妥当性
- (b)介護予防に関するスクリーニングにおいて、測定に影響を及ぼす要因としては、受診者が介護予防に参加していることがわかっており、そのことを知っているがために、よい結果を出そうと心がける【イ】がある。
- イ. ①観客効果 ②ホーソン効果
③ローゼンソール効果 ④新規性効果
- (c)男性と比べて女性の不健康寿命が長くなっている原因として、【ウ】の老化が著しいことが挙げられている。

- ウ. ①筋骨格系 ②消化器系 ③循環器系 ④心肺機能
- (d)介護予防では、対象者のスクリーニングを行うために「【エ】」が国から提示されている。
- エ. ①基本チェックリスト ②課題分析基準項目
③サービス対応表 ④福祉住環境チェックシート
- (e)加齢に伴う骨や関節などの運動器の障害により自立度が低下し、要支援や要介護になる危険のある状態を示す用語として【オ】がある。
- オ. ①フレイル ②コホート
③オーラルフレイル ④ロコモティブシンドローム

第3問 3-3 (各1点×5)

障害者総合支援法による障害福祉サービスに関する次の記述の【ア】~【オ】部分に下記の中から最も適切な用語または数値を①~④から1つ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- 障害者に対する障害福祉サービスの支援の必要度を明らかにするために、障害者総合支援法における認定調査は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害について、共通の調査項目に基づいて、【ア】が行われる。
- 障害福祉サービスの決定にあたっては、まず市町村の面接調査が行われ、一次判定、そして【イ】での二次判定を経て、最終的に市町村が決定することとなっている。その際に【イ】による【ウ】が導入されたことにより、支給決定のプロセスの透明化が図られることになった。支給決定後には、指定特定相談支援事業者は【エ】や事業者等と連絡調整を行い、実際に利用する【オ】を作成する。
- ア. ①障害支援区分 ②障害認定区分
③障害評価基準 ④障害等級
- イ. ①障害判定調査会 ②市町村審査会
③認定調査会 ④介護保険審査会
- ウ. ①モニタリング ②再アセスメント

- ③連絡調整 ④意見聴取
- エ. ①ケアカンファレンス
- ②サービス担当者会議
- ③自立支援協議会の開催
- ④主治医等からの意見書の提出
- オ. ①障害福祉サービス受給者証
- ②個別支援計画書
- ③サービス等利用計画
- ④障害者・児支援利用計画

第4問 (各2点×5)

次のア～オの設問に答えなさい。

第4問 ア. 2017年の介護保険制度等の改正に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①住宅改修では、事業者ごとに技術や施工水準のばらつきが大きいことが課題とされたため、改修内容や価格を保険者が適切に把握・確認できるようにし、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すなどの見直しが行われた。
- ②「社会福祉法」の改正を受けて、市町村・都道府県が策定する地域福祉計画の記載事項に、高齢者・障害者・児童等の福祉に関して共通して取り組むべき事項を追加し、さらに福祉の各分野の上位計画に位置づけることとされた。
- ③「介護保険法」の改正により、有料老人ホームの入居者保護のために、前払金の保全措置の対象が拡大され、これまでは対象外だった2006（平成18）年3月31日以前に届け出がなされた有料老人ホームも新たに対象に含まれることになった。
- ④2018（平成30）年10月から、介護保険制度の福祉用具貸与サービスでは、貸与価格の上限設定が撤廃される。これは、現在では、貸与価格が全国で統一されていることを問題とし、福祉用

具貸与事業者に自由な価格設定を認めるものである。

- ⑤高齢者・障害者児が同一事業所でサービスを受けやすくするために、「介護保険法」の指定を受けた事業所や「児童福祉法」の指定を受けた障害児通所支援事業所について、どちらかの指定を受けた事業所からもう一方についての指定申請があった場合に、指定を受けやすくする特例が設けられた。

第4問 イ. 地域包括支援センターと地域での生活の継続に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)生活支援体制整備事業では、市町村が中心となって福祉住環境コーディネーターなどを設置することで、サービスが創出されるように取り組むことになったが、コーディネート機能の中でも「資源開発」と「ネットワーク構築」の2つの機能の充実が求められている。
- (b)地域包括支援センターは、「地域ケア会議の推進」において重要な役割を担う。「地域ケア会議」は、処遇困難な個別事例の検討を通して多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築へつなげ、地域包括ケアシステム実現の有効なツールとして発展・充実させていくもの考えられている。
- (c)包括的支援事業にかかる人員基準は、小規模市町村の場合の例外措置はあるものの、第1号被保険者3,000人～6,000人ごとに、看護師、介護福祉士、社会福祉士および主任介護支援専門員（準ずる者を含む）を最低限各1人とする。
- (d)地域包括支援センターの人員基準では、包括的支援事業に関する基準と介護予防事業に関する基準の双方を満たす必要がある。そのため、実際には介護予防支援を実施するための職員を置くことや業務配分時間に余裕を持たせることなどが課題となって

いる。

(e)「サービス対応表」を整備し、それを使いながらケアマネジメントを行うことには、対象者が自分の課題を理解し、それに適したプログラムを選択しやすくなるといった利点がある。

- ①(a)○ (b)○ (c)× (d)○ (e)×
- ②(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)×
- ③(a)× (b)× (c)× (d)× (e)○
- ④(a)× (b)○ (c)× (d)○ (e)○
- ⑤(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)×

第4問 ウ. 認知症ケアへの取り組みに関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①厚生労働省の研究班による65歳以上高齢者における認知症有病率の結果をもとに計算すると、認知症高齢者数は、2010（平成22）年度は約439万人、2012（平成24）年度は約462万人と推計される。
- ②認知症は、いったん獲得された知的機能が不可逆的に障害されることにより、自立した生活が困難になった状態をいうが、「知的機能」とは、記憶、判断、抽象的思考のほか、高次皮質機能などの総合的な脳機能あるいは能力をいう。
- ③現在、わが国で認知症の原因として最も多いのがアルツハイマー型認知症であり、患者全体の60%と推定されている。そのほかには、かつてわが国で多かった前頭側頭型認知症（ピック病）、レビー小体型認知症などが主要な原疾患とされている。
- ④認知症ではないが、軽度な認知機能の低下を有する状態のことを「軽度認知障害（MCI）」と呼ぶ。厚生労働省の研究班の調査では、2012（平成24）年時点で約400万人と推計されている。
- ⑤認知症の症状には、中核症状と行動・心理症状（BPSD）がある。認知症の本質的な症状である中核症状には、抽象思考の障

害や判断の障害、失行、失認、失語、実行機能障害などが挙げられる。

第4問 エ. 地域で支える障害者ケアに関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①2016（平成28）年から施行される「障害者差別解消法」は、「障害者基本法」第4条を具体化した法である。障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止などを図るための取り組みであり、その実施について合理的配慮は不要とされている。
- ②1990年代にアメリカ合衆国で発展した自立生活運動（IL運動）の影響を受けた新しい自立観は、身辺自立や経済的自立のいかにかわりなく、自立生活は成り立つという考え方を提起したものである。
- ③2012（平成24）年から施行されている「障害者虐待防止法」は、医療機関の管理者には、虐待防止の措置をとることを義務づけているが、学校、保育所の管理者には義務づけされていない。
- ④自己決定権の行使を保障するための考え方として、自己決定などの主体性を奪われた人が支援を受けて主体性を取り戻すためのアドボカシー制度や、自己決定能力の低下した人の権利を守るためのエンパワメントがあり、それらが今日のソーシャルワークの重要な方法となっている。
- ⑤わが国の障害者ケアは、国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション、すなわち地域社会で、皆と一緒に、普通の生活をするをめざし、施設サービスを中心とした福祉から在宅を中心とした福祉へと転換した。

第4問 オ. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の

所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a) 自立支援給付の中の訓練等給付費は、障害程度にかかわらず利用希望者は原則対象になる。しかし、サービス内容に適合しない場合には対象外となる。
- (b) 相談支援事業は地域生活支援事業の中で必須事業として位置づけられているため、事業者に委託することはできず、市町村が自ら実施することになっている。
- (c) 補装具費は、障害者・児の身体機能を補完または代替し、かつ長期にわたり継続して使用されるものなどで、種目としては義肢、装具、車いすなどがある。原則として補装具の購入費や修理費を希望する者全員に対して給付される。
- (d) 「障害者総合支援法」のサービスとして、新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設される。これは、最重度の障害児等であって、外出して障害児通所支援を受けることが著しく困難な場合に、居宅を訪問して日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行うサービスである。
- (e) 「障害者総合支援法」の自立支援給付の一つである重度訪問介護を利用している重度障害者が医療機関に入院した場合、入院中の医療機関でも利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行えるようになった。

- ①(a)○ (b)○ (c)× (d)○ (e)×
②(a)× (b)○ (c)× (d)× (e)○
③(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)○
④(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○
⑤(a)× (b)× (c)○ (d)× (e)×

第5問 (各2点×5)

次のア～オの設問に答えなさい。

第5問 ア. 障害者ケアマネジメントに関する次の①～⑤の記述の中で、そ
250

の内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①2002(平成14)年に、厚生労働省がまとめた「障害者ケアガイドライン」では、障害者ケアマネジメントの必要性について、サービス提供者の視点から、障害者の地域生活を支援するためには、生活ニーズにもとづいたケアプランに沿って複数のサービスを一体的・総合的に提供する必要があると述べている。
- ②ケアマネジメントのプロセスは、利用者の自立生活に向けて、利用者自身の現在有する能力(capacity)から生活の目標を実現する「問題解決能力(workability)」の発揮を支援するプロセスといえる。
- ③ケアマネジメントの過程は、通常、アセスメント、ケース目標の設定とケアプランの作成、ケアプランの実施、要援護者およびケア提供状況についての監視およびフォローアップ、再アセスメントというサイクルで表される。
- ④ケアマネジメントは、イギリスの保健省により1991(平成3)年の「Department of Health」で公式に使われたのが初めてであるといわれている。これは1970年代にホームケアサービスという個人が必要とするサービスを組み合わせて提供する支援方法が発展したものである。
- ⑤ケアマネジメントにおいては、その人個人の必要性に合わせて、フォーマルなサービス、インフォーマルなサービスやサポートが、連携・協力して提供される。このうち、インフォーマルなサポートとは、地域の団体・組織、社会福祉法人、福祉企業などを指す。

第5問 イ. 障害者ケアの今後と地域づくりに関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①障害者の就労については、障害保健福祉制度の下で作業所や授

産施設において働く「福祉的就労」という働き方と、障害者と事業者が雇用契約に基づいて働く「一般就労」があり、かつては「福祉的就労」が主流だった。

- ②発達障害者施策では、発達障害の明確な定義と理解の促進、地域における一貫した支援の確立を目的とした「発達障害者支援法」が2004（平成16）年に成立した。これを受けて、都道府県・指定都市に支援拠点が整備されている。
- ③「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率が未達成の企業は、法律上雇用しなければならない障害者数と既に雇用している障害者数の差の人数について、納付金が徴収される納付金制度がある。具体的には、不足分1人につき月5万円を納付することになる。
- ④2013（平成25）年には「精神保健福祉法」が一部改正され、精神障害者の地域生活への移行を促進するために、精神障害者の医療に関する指針の策定や、保護者制度の廃止などの措置などを講じている。
- ⑤高次脳機能障害は、症状が障害によるものかどうかは判別しやすいが適切な対応方法が理解されてこなかった。そのため、2006（平成18）年には都道府県に支援拠点機関が置かれ、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援などを行う「高次脳機能障害支援普及事業」が実施されている。

第5問 ウ. ユニバーサルデザインの沿革と概念に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①2006（平成18）年に公表された内閣府の調査によれば、わが国におけるユニバーサルデザインの認知度は、「意味がわかる」人が1割ほどで、「言葉を知っているが意味は知らない」人が6割という結果だった。
- ②アメリカでは、1988（昭和63）年に連邦法である「公正住宅法」

が改正され、アダプタブル・ハウジングの概念が取り入れられた。この法律では4戸以上の共同住宅の賃貸で障害を理由とした差別が禁止された。

- ③2007（平成19）年の内閣府「障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査」では、わが国のユニバーサルデザインの認知度は、ドイツ、アメリカと比較して極めて高い。その理由としては、国や自治体の政策展開、企業の商品開発の成果と考えられている。
- ④ロナルド・メイスらによると、「アダプタブル・ハウジング」とは、最初から完全なアクセシブルデザインにするのではなく、段差の解消や、移動スペースや方向転換のスペースの確保など基本的なアクセシブル環境のみを確保し、利用者や入居者に応じて特別なコスト負担がなく容易に空間変更や設備付加が可能なデザインのことである。
- ⑤わが国において、全国各地のユニバーサルデザインの推進を促進したのが「ユニバーサルデザイン政策大綱」である。大綱では、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」以降のバリアフリーのまちづくりの整備課題を総括するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて5つの政策目標が掲げられた。

第5問 エ. バリアフリー法の概要に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①「バリアフリー法」では公共交通機関（旅客施設・車両等）、道路、路外駐車場、都市公園、建築物を新設する場合には、一定のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）に適合させなければならないことになっている。
- ②「バリアフリー法」の基本方針（2006（平成18）年）では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にもとづいた施設整備の実現がうたわれている。

る。基本方針は2011（平成23）年3月に改正され、2020（平成32）年までの新たなバリアフリー化目標が設定された。

- ③「バリアフリー法」の特徴の一つとして、スパイラルアップの促進という点が挙げられている。これは、一つひとつのプロジェクトの成功や失敗の体験を積み上げていく考え方であり、継続的なスキルアップの実行プロセスといえる。
- ④バリアフリー基本構想を作成する際に、作成に関する協議等を行う協議会を設置する制度が「バリアフリー法」で明確に位置づけられ、その設置も義務化された。そのため、協議の場で決められた基本構想の内容などへの拘束力が強くなっている。
- ⑤「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」での対象者は、「高齢者、身体障害者等」であったが、「バリアフリー法」では「身体障害者」だけでなく、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者、さらに「その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者」も対象としている。

第5問 オ. バリアフリー法における基本構想と重点整備地区に関する次の

①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①特定事業とは、基本構想の「重点整備地区」に規定する各種移動等円滑化事業のうち、駐車場法に規定される500㎡以上の有料駐車場の整備を行う路外駐車場特定事業や、園路やトイレなどの整備を行う都市公園特定事業などをいう。
- ②重点整備地区は、生活関連施設を3施設以上含み、通常移動が徒歩で行われるおおむね400ha未満の地区とする。また、重点整備地区が複数の市町村にまたがっている場合は、どちらか一方の市町村が基本構想を策定することになっている。
- ③生活関連経路とは、生活関連施設間をつなぐ経路のことで、すでに移動等円滑化されている経路や、将来的に整備すべき経路が対象に含まれる。

- ④基本構想を策定する際には、都市計画および市町村マスタープランとの調整を図ることや、地方公共団体の福祉のまちづくり条例、バリアフリー条例等との調和を図るように留意する。
- ⑤旧・「交通バリアフリー法」では、もっぱら旅客施設からの徒歩圏エリアに限定して重点整備地区を設定していたが、バリアフリー法では地域の実情に応じてバリアフリー化すべきエリアを、一定の条件の下に市町村が独自に設定できることとされた。

第6問（各2点×5）

次のア～オの設問に答えなさい。

第6問 ア. バリアフリー法による建築物の環境整備に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)バリアフリー法による建築物のバリアフリー化の義務基準（建築物移動等円滑化基準）が適用される施設用途は、2,000㎡以上の特定建築物である。
- (b)バリアフリー法では施設管理者への責務が強化されている。施設管理者には施設整備だけでなく良好な状態での施設維持・管理が求められ、移動等円滑化基準を遵守しない法令違反、命令違反には300万円以下の罰金が課される。
- (c)バリアフリー法では、地方公共団体が地域の実情に応じて、独自に委任（付加）条例を制定し、たとえば、「努力義務とされる特定建築物から義務化できる特別特定建築物へ対象範囲を拡大すること」などができる。
- (d)バリアフリー委任（付加）条例は、地方公共団体によって、福祉のまちづくり条例とは別立てのバリアフリー条例を制定する方法と、福祉のまちづくり条例の建築物の用途、基準の一部分を委任条例とする方法の2つの展開が見られる。
- (e)建築物移動等円滑化基準を遵守しなければならない単位空

間・設備は「特定施設」と称され、一般基準として、出入口、廊下その他これに類するもの、傾斜路（踊り場を含む）、エレベーターその他昇降機、階段の5つが定められている。

- ①(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)×
- ②(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○
- ③(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)×
- ④(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)×
- ⑤(a)× (b)○ (c)× (d)× (e)○

第6問 イ. バリアフリー法をベースにした施設整備のガイドラインに関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①階段には手すりを両側に連続して設け、手すり始末端部には現在地もしくは行き先を点字で表示する。また、転倒事故を防ぐため、段鼻は踏面や蹴上げ面と見分けが付きやすいようにする。
- ②廊下等には利用者の事故につながるような不用意な突起物は設けないようにする。また、区間50m以内ごとに車いす使用者の転回スペースを設ける。
- ③エレベーターは車いす使用者、ベビーカー利用者等にとって最も円滑に垂直移動できる設備であり、その設置場所については十分に考慮する必要がある。また、原則として、利用に供する居室等が2階以上の階に設けられる場合に設置する。
- ④トイレはユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車いす使用者、オストメイトなど誰もが使用しやすいものを設ける。また、1つの便房にできるだけ多様な機能を含めて設置する。
- ⑤車いす使用者等が利用できる駐車施設は、主要な出入口から最も近い場所に設け、施設の用途・規模によっては多くの車いす使用者が同時に利用することを想定して可能な限り多くの施設数を確保する。

第6問 ウ. 交通環境の整備に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①鉄道駅のホームドアに関して、視覚障害者からの整備の要望が高かったことや、実際に視覚障害者がホームから転落して死亡する事故があったことなどを受けて、国土交通省により検討会が開かれ、対策が整理された。
- ②公共交通機関でのベビーカーの使用が増加していることを受けて、2014（平成26）年には、鉄道事業者、バス事業者を中心にベビーカーの安全な使い方に関するチラシやポスターが配布された。
- ③2011（平成23）年に改定された新しい「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、2020（平成32）年度末までのバリアフリー化の目標値が改正され、鉄道については、対象駅が1日の乗降客数5,000人以上から3,000人以上に拡大された。
- ④「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」では、「施設・設備」について、多機能トイレを利用しやすい場所に男女別に各1以上設置するとしている。また、多機能トイレのオストメイト用水洗装置付近にパウチなどを置くスペースを設置することが望ましいとしている。
- ⑤「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」では「誘導案内設備」に関しては、ピクトグラムはJIS Z8210に示された図記号を用いることとしている。また、文字はロービジョン者等に配慮して視点の高さに配置するとしている。

第6問 エ. バリアフリー法に基づく、道路整備等の考え方やガイドラインに関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)歩道上に設置するバス停は、高齢者・障害者が低床バスに円滑

に乗降できるような歩道等の高さにするとともに、バス停留所との隙間を空けずに停車（正着）して、利用者が円滑に乗降できる構造となるように配慮する。正着しやすい構造のタイプとして、バスベイ型やテラス型がある。

- (b)歩道構造形式にはフラット、セミフラット、マウントアップの3つがあり、基本的には歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高いセミフラット型による歩道整備を基本とする。
- (c)市街化の状況やその他やむを得ない理由で当分の間、歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができるが、こういった有効幅員の縮小にかかる経過措置を適用した歩道の場合は、車いす使用者どうしが歩道上ですれ違える箇所を部分的に設け、かつ車いす使用者の見通しに配慮する。
- (d)道路移動等円滑化基準では歩道等の縦断勾配は5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることが規定されている。
- (e)視覚障害者誘導用ブロックには、線状ブロックと点状ブロックの2種類がある。線状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する。点状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設の移動方向を案内する。

- ①(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)×
②(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)○
③(a)× (b)○ (c)× (d)○ (e)○
④(a)○ (b)○ (c)○ (d)× (e)×
⑤(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)×

第6問 オ. 都市公園移動等円滑化基準をふまえたガイドラインに関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①情報を提供する際には、情報を必要とする人にとって理解でき

る形態が必要である。車いすの人にとっては目線の高さ、視覚障害の人にとっては読みやすい位置と形、弱視や遠視の人にとっては文字の大きさ、色彩、明度差等のさまざまな配慮が必要である。

- ②近年、遊具メーカーによるさまざまなユニバーサルデザイン遊具が開発・販売されており、アクセスしやすさとともに誰もがわくわくできるようなおもしろさを十分に満たしている遊具が多く見られるようになっている。
- ③ユニバーサルデザインの公園は、すべての人が自力で楽しめることを目指すが、実際にすべての人のニーズを満たすことは難しい。そこで、公園まで行けない人や一人で公園に行っても楽しくないといったニーズに応えるボランティアの存在が必要になる。
- ④ユニバーサルデザインにおける円滑な移動とは、点の整備をしたうえで、それらが線としてさらには面として整備されることが求められる。したがって、公園の中の整備だけでなく公園に来るまでのアクセスが確保されているかどうかも大切なことである。
- ⑤アメリカでは、高齢者や障害者が参加するレクリエーションのプログラムをセラピューティック・レクリエーション（TR）と呼んでいる。公園がステージとなるTRの例としては、テニスやキャンプ、陸上競技、ゴルフ、乗馬、園芸療法などがある。

第7問 (各2点×5)

次のア～オの設問に答えなさい。

第7問 ア. 高齢者・要介護者向け住宅・施設の流れに関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- (a)居住施設は、あまり大規模になると住宅とはかけ離れて地域か

ら浮いた存在となりやすい。そこで、地域に溶け込むための手法として、施設のサテライトとして小規模な拠点が地域に分散する形態が見られるようになってきている。

(b)「逆デイサービス」には、小規模の施設環境では受動的になりやすい人が、大規模な施設環境で主体性を取り戻すきっかけになるなどの効果が見られている。

(c)現在必要とされている介護空間とは、自立介助よりも自立促進のための契機であり、高齢者のエンパワメントのための仕掛けである。そして、それは制度的な施設環境よりも小さな共同体の環境においてこそ可能になる働きかけである。

(d)介護保険をはじめとするハウスアダプテーションとしては、原則として個人のニーズに最適な改造が求められるが、家族やケアする人、地域の人のための適合性を配慮した改造も必要とされる。

(e)最近では、古い民家などを改修し、もともと地域にある生活習慣や過ごし方を踏襲できるようなデイサービス、小規模で家庭的な環境における宅老所やショートステイなど、さまざまな工夫が見られるようになってきたが、これはコンバージョンというよりアダプテーションと言える。

①(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)○

②(a)○ (b)× (c)○ (d)○ (e)×

③(a)○ (b)○ (c)× (d)× (e)×

④(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○

⑤(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)○

第7問 イ. 高齢者住宅・施設に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

①わが国では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設系のものに比べ、有料老人ホームやケアハウスなどの住宅系

のものは1960年代以降長い年月をかけて整備されてきたこともあり、一定程度のストックがある。

②厚生労働省が所管する高齢者住宅・施設は、「介護保険法」、「社会福祉法」、「高齢者住まい法」によって規定されており、主に日常生活支援や介護、長期療養などを必要とする高齢者を対象としている。

③総務省「平成25年住宅・土地統計調査結果」によると、一般住宅以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど高齢者住宅・施設に住む高齢者は、持ち家や賃貸住宅に住む高齢者に比べて圧倒的に多い。

④高齢者住宅・施設は現在さまざまな種類のもので供給されているが、近年では低所得者向けの高齢者住宅・施設の整備が特に課題となっている。高齢者人口の増加を受けて、特に地方での所得の低い人たち向けの施設・住宅の整備を急ぐ必要がある。

⑤国土交通省が所管する高齢者住宅・施設は、自立度の高い高齢者だけでなく、要支援・要介護の高齢者を対象とするものもあり、その特徴は各住宅・施設によってさまざまである。生活支援や介護などのサービスは、居住者が必要に応じて外部サービスを手配・利用する場合が多い。

第7問 ウ. 高齢者住宅・施設の整備の変遷に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

①戦後の高齢者住宅・施設の歴史は、1963（昭和38）年に制定された「老人福祉法」が1つの出発点になっている。「老人福祉法」は、高齢者の社会的地位や処遇について国家レベルで初めて規定し、高齢者の処遇を体系的に条文化したという点で、きわめて重要な規範である。

②1970年代には、高齢化率が7%を超え、「高齢社会」と呼ばれ

る時代に入り、福祉施設においても「住まい」の視点が芽生え始めた。また、1973（昭和48）年には「老人福祉法」の改正により、70歳以上の老人医療費の無料化が実施された。

- ③1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が策定された。ゴールドプランでは、1999（平成11）年度までの10年間で、認知症高齢者支援対策の推進、元気高齢者づくり対策の推進といった介護サービスの基盤整備と生活支援対策を推進することが目標として掲げられた。
- ④1990年代に入ると、高齢慢性疾患の患者については介護やリハビリテーションを主とした療養の場でケアをしていこうという流れが徐々に弱まっていき、1992（平成4年）には第2次「医療法」改正によって療養型病床群が廃止された。
- ⑤2007（平成19）年には、「住生活基本法」の基本理念にのっとり「住宅セーフティネット法」が制定、施行された。この法律は、住宅の確保に特に配慮を必要とする高齢者（自治体の長が認めた場合は障害者も含む）に対する賃貸住宅の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的にしている。

第7問 エ. 福祉系の高齢者住宅・施設に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①特別養護老人ホームとは、65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護高齢者に生活全般の介護を行う施設である。
- ②近年、新たな養護老人ホームはほとんど整備されておらず、既存施設では建物の老朽化や入所者の高齢化に伴う介護問題が浮上し、特別養護老人ホームやケアハウスへの転換も求められるようになってきている。
- ③介護保険制度の導入後は、一定の要件を満たしたケアハウスは

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けられるようになるとともに、10人程度を1つの単位とするユニットケアを行う場合には、「介護保険法」に規定する要介護者を優先的に入居させることができるようになった。

- ④軽費老人ホームとは、60歳以上（夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人が、低額な料金を利用できる施設である。
- ⑤有料老人ホームは、地域に密着した経営が求められることから、各市町村が定める「有料老人ホーム設置運営指導指針」に則って設置しなければならず、事業者は事業全般にわたるさまざまな要件を遵守する必要がある。

第7問 オ. 高齢者住宅・施設の種類の機能に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①シルバーハウジングでは、生活援助員（LSA）の派遣については、従来、厚生労働省により独立した事業として補助が行われていたが、2006（平成18）年4月以降は、介護保険制度の地域支援事業の任意事業の中の一事業として市町村が行うことになった。
- ②看護小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所では対応しきれない医療ニーズのある利用者に対して、個々の利用者の状況に応じサービスを組み合わせることで多様な療養支援を行うことができる。
- ③生活支援ハウスの居住部門の対象者は、原則60歳以上の単身または夫婦のみ世帯、家族による援助を受けることが困難な者で、高齢などのために独立して生活するには不安のある者である。
- ④グループリビングは、わが国では、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者や障害者世帯を含む協同居住型の公共賃貸集合住宅の意味として広く使われるようになった。制

度上はシルバーハウジング・プロジェクトの適用を受けた公営住宅として位置づけられている。

- ⑤住宅型有料老人ホームは、生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設である。介護が必要となった場合は、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、その有料老人ホームの居室での生活を継続することができる。

第8問 8-1 (各1点×5)

居住施設の住宅化の流れに関する次の(a)~(e)の記述の【ア】~【オ】部分に下記の中から最も適切な用語を選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)社会施設が発生する以前には、居住の場としての施設空間としては、一般の住居しか存在していなかった。その中で、自力で住宅を構えられない経済的な貧困階層だけが区分され、最初に【ア】が成立していったのが社会施設の始まりと考えられる。

- ア. ①保護施設 ②特定施設 ③養老施設 ④救貧施設

(b)1929(昭和4)年の【イ】により、高齢者を含む一般成人が暮らす施設としての「養老院」が制度化されたが、当時の養老院は高齢者だけの施設ではなかった。

- イ. ①生活保護法 ②救護法
③社会福祉事業法 ④恤救規則

(c)1963(昭和38)年の「老人福祉法」により、養老施設が「老人ホーム」という名称にされたが、この経済的・住宅的理由による入居を中心とした養老施設の流れを引き継いだものが、【ウ】である。

- ウ. ①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム
③グループリビング ④認知症高齢者グループホーム

(d)軽費老人ホームは、1971(昭和46)年には、共同で食事をとるA型と、自炊を原則としたより住宅に近いB型とに分化された。

さらに、1989(平成元)年度には、軽費老人ホームの新型施設として【エ】が生まれ、現在でも新規供給が進められている。

- エ. ①サービスハウス ②シルバーハウジング
③コレクティブハウス ④ケアハウス

(e)2003(平成15)年度からは特別養護老人ホームに個室化・ユニットケアを施設の原則とした【オ】の建設が補助され、居室の個室空間化、生活単位の小規模化、多様な社会的交流のための空間づくりが基本となった。

- オ. ①特定施設型特養 ②外部型特養
③健康型特養 ④新型特養

第8問 8-2 (各1点×5)

高齢者住宅・施設の住環境に関する次の(a)~(e)の記述の【ア】~【オ】部分に当てはまる最も適切な用語を選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)介護保険の給付対象となる高齢者住宅・施設において、利用者の平均要介護度が一番高いのは【ア】である。

- ア. ①認知症高齢者グループホーム ②介護老人福祉施設
③介護療養型医療施設 ④特定施設

(b)高齢者住宅・施設の居室面積基準は、養護老人ホームでは10.65㎡以上で原則個室、2人室も可能とされている。また、ユニット型特別養護老人ホームは【イ】以上で個室とされている。

- イ. ①6.4㎡ ②7.43㎡ ③8.0㎡ ④10.65㎡

(c)高齢者向け居住施設の種類ごとに定員をみると、2014(平成26)年10月1日時点では【ウ】が最も多く、介護保険3施設で全体の約6割を供給していることになる。

- ウ. ①認知症高齢者グループホーム ②有料老人ホーム
③介護老人保健施設 ④特別養護老人ホーム

(d)厚生労働省「平成25年介護サービス施設・事業所調査」によると、2013(平成25)年時点の平均在所日数は、介護保険3施設

の中では【エ】が一番長く、1,405日であった。

- エ. ①介護老人福祉施設 ②認知症高齢者グループホーム
③介護療養型医療施設 ④介護老人保健施設

(e)デンマークでは、1800年代から1900年代にかけて救貧院・養老院と呼ばれる施設が整備された。1960年代にはこれらの系譜を引く高齢者福祉施設「【オ】」が登場し、1970年代に相当な量が建設された。

- オ. ①プライエム ②エルダーボーリ
③ナーシングホーム ④プライエボーリ

第8問 8-3 (各1点×5)

障害者向け住宅および施設に関する次の(a)~(e)の記述の【ア】~【オ】部分に下記の中から最も適切な用語や数値を選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)【ア】では、障害者またはその同居世帯に対して居住環境を整備するために、都道府県または市町村が、障害者の専用居室を増改築や改造するのに必要な資金の貸付けを行っている。

- ア. ①障害者住宅整備資金貸付事業
②住宅市街地総合整備事業
③地域優良賃貸住宅制度
④障害者雇用納付金制度による住環境整備事業

(b)厚生労働省は、2002(平成14)年度から生活福祉資金貸付制度の一部門として「【イ】」を新設した。【イ】は、低所得の高齢者世帯のうち、一定の居住用不動産を有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合に、その不動産を担保に生活資金の貸付けを行うものである。

- イ. ①サブプライムローン ②リバースモーゲージ
③アセットマネジメント ④サブリース

(c)地域生活支援事業において、障害のある人が地域の中で生活することができるように、低額な料金で、居室などを利用する

【ウ】事業が実施されている。

- ウ. ①施設入居支援 ②共同生活介護
③福祉ホーム ④身体障害者福祉

(d)「障害者総合支援法」では、【エ】として、住宅改修費の給付制度がある。また、地方自治体によっては、一定額の範囲内で住宅を改善するための費用を給付する制度もある。

- エ. ①補装具 ②日常生活用具
③療養介護医療 ④重度障害者等包括支援

(e)【オ】は、地域のニーズに合わせて、年齢や障害の程度にとらわれないデイサービスやショートステイ、一時預かり等の在宅福祉サービスを提供する地域密着型の福祉拠点である。

- オ. ①多機能型地域ケアホーム ②共生型小規模多機能施設
③居住サポート事業 ④共生型グループホーム

第9問 (各2点×5)

次のア~オの設問に答えなさい。

第9問 ア. 介護保険法と高齢者住宅・施設の体系に関する次の(a)~(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)介護療養病床は、病状がいまだ安定しておらず、さらに専門的な治療が必要な患者を対象とした医療施設である。介護サービスではなく、予防医学の実践や疾病の医学的管理など医療に重点をおいたサービスを提供する点が特徴である。

(b)介護老人保健施設はすべてが介護保険法の施設サービスの対象となっている。また、居室については、「多床室」、「従来型個室」、「ユニット型準個室」、「ユニット型個室」の4種類に区分される。

(c)定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設は、2006(平成18)年の「介護保険法」改正で地域密着型サービスの1つであ

る「地域密着型特定施設入居者生活介護」として扱われることになり、市町村の指定を受けることになった。

(d)特別養護老人ホームは、介護保険制度の開始とともに、利用者が施設と対等な関係で契約を結ぶ方式へと変わったことにより、「日常生活をおくる場」としての機能が求められるようになった。

(e)介護保険制度開始当初の認知症高齢者グループホームは、「軽度の認知症の高齢者」を対象としていたが、2006（平成18）年の「介護保険法」改正により、これまで利用対象外だった中程度の認知症高齢者も対象に含まれるよう変更された。

①(a)× (b)× (c)× (d)○ (e)×

②(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)×

③(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○

④(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)×

⑤(a)× (b)○ (c)○ (d)× (e)×

第9問 イ. サービス付き高齢者向け住宅に関する次の(a)～(e)の記述について適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～⑤から1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

(a)サービス付き高齢者向け住宅とは、単身や夫婦など的高齢者世帯が安心して住まえる賃貸借方式や利用権方式の住宅のことである。入居対象は、要介護2以上の者であって、年齢による制限はない。

(b)サービス付き高齢者向け住宅の登録基準として、書面による契約であることや居住部分が明示された契約であることが求められている。

(c)サービス付き高齢者向け住宅制度では、登録事業者への指導監督を都道府県等の住宅部局と福祉部局が連携して行うことになり、従来のような国による体制よりも行政の指導監督権が弱め

られたといえる。

(d)サービス付き高齢者向け住宅の登録基準として、「規模」は、各居住部分の床面積が原則13㎡以上とされている。ただし、居間、食堂、台所その他の部分が高齢者が共同で利用するために十分な面積を有する場合は10.65㎡以上でも認められる。

(e)サービス付き高齢者向け住宅は、法的解釈としては有料老人ホームという位置づけになるが、所定の登録を行ったものは、「老人福祉法」に定める有料老人ホームの届出等に関する規定は適用されない。

①(a)○ (b)○ (c)× (d)○ (e)×

②(a)× (b)× (c)○ (d)× (e)○

③(a)× (b)○ (c)× (d)× (e)○

④(a)○ (b)× (c)○ (d)× (e)○

⑤(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)×

第9問 ウ. 地域包括ケアシステムと高齢者住宅・施設に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

①近年、高齢者が安心・安全に暮らせる環境整備を考える際に提唱されてきている「エイジング・イン・プレイス（Aging in Place）」という概念は、高齢化の進む欧米諸国では1990年代に入って注目されるようになった。

②エイジング・イン・プレイスの発想は、旧来型の「施設」では高齢者のプライバシーや自己決定能力などが奪われているという反省から生まれた。現在、日本で推進されている「地域包括ケアシステム」の根幹には、このエイジング・イン・プレイスの考え方がある。

③2010（平成22）年4月に公表された「地域包括ケア研究会報告書」によれば、地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安

心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」のことである。

- ④地域包括ケアシステムでは、従来型の高齢者施設の整備だけでなく高齢者住宅の整備がいっそう重要になる。高齢になっても長く住み続けられる高齢者住宅が地域で整備され、必要かつ適切なケアを効率的に組み合わせて提供する体制を整えば、わが国でもエイジング・イン・プレイスを実現することができる。
- ⑤現在の日本の高齢者住宅・施設を、ケアサービスの提供のしくみという観点から区分すると、「介護一体型」と「介護選択型」の2つに分けられる。「介護一体型」とは、住居とサービスの提供者が同一でも別々でもよく、個々の入居者が自分に必要なサービスを自由に選択する高齢者住宅・施設である。

第9問 工. 障害者向け住宅・施設に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、在宅の手帳を所持する身体障害者数の6割以上は65歳以上の高齢者であるが、対象が重複することはないので、障害者に対する施策は高齢者に対する施策と別に独自のものと考えて実施されるべきである。
- ②通所施設の運営主体は、行政を除いて、社会福祉法人に限られていたが、このほか特定非営利活動法人（NPO法人）などの法人や民間企業にも広く門戸が開かれた。
- ③1965（昭和40）年ごろから、障害者や障害者を対象とした施設に対する考え方と住宅建設のあり方が新たな課題となってきた。施設は、かつては障害者の「収容の場」としてとらえられていたが、しだいに「居住の場」として考えられ始めるようになって

た。

- ④公営住宅への知的障害者の単身入居は1980（昭和55）年から認められているが、さらに、2005（平成17）年度に対象の範囲が拡大され、精神障害者の単身入居も認められるようになった。
- ⑤2006（平成18年）に施行された障害者自立支援法では、それまでの「障害者基本法」に欠けていた視点の1つとして、官公庁施設や交通施設その他の公共の施設を障害者が円滑に利用できるようにするための施設整備について、配慮事項を規定する条文が追加された。

第9問 オ. 障害者向け住宅・施設に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つだけ選び、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ①「障害者基本法」第11条に基づき、国は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定することが義務づけられている。これにより、2002（平成14）年に「障害者基本計画」が閣議決定された。
- ②住宅金融支援機構の長期固定金利住宅ローン（フラット35）では、床の段差解消、廊下・出入口幅の確保、浴室の面積の確保など高齢者等配慮対策等級3以上に適合するバリアフリータイプ住宅の建設にあたり、借入金利の優遇を行っている。
- ③「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障害者雇用納付金制度が実施されている。重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者等の制度の対象者に対して住宅の貸借の際や住宅手当を支払う際に、その費用の一部が助成されるようになっている。
- ④公営住宅は、2011（平成23）年の改正「高齢者住まい法」の施行により、住宅内に障害者福祉ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等を併設することが認められるなど、公営住宅

の福祉事業への活用や、福祉施策との連携が強化できるようになった。

- ⑤「障害者総合支援法」により、2014（平成26）年4月以降、「共同生活介護（ケアホーム）事業」が「共同生活援助（グループホーム）事業」に一元化され、グループホームにおいて日常生活上の相談のほか、食事や入浴などの日常生活上の援助が行われることとなった。

マークシート方式の予想模擬問題の解答一覧

| | | | | | | | |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 第1問 | | ア ④ | イ ③ | ウ ① | エ ④ | オ ④ | (各2点×5=計10点) |
| 第2問 | | ア ③ | イ ③ | ウ ② | エ ① | オ ③ | (各2点×5=計10点) |
| 第3問 | 3-1 | ア ③ | イ ② | ウ ④ | エ ③ | オ ④ | (各1点×5=計5点) |
| | 3-2 | ア ④ | イ ③ | ウ ① | エ ① | オ ④ | (各1点×5=計5点) |
| | 3-3 | ア ① | イ ② | ウ ④ | エ ② | オ ③ | (各1点×5=計5点) |
| 第4問 | | ア ④ | イ ④ | ウ ③ | エ ⑤ | オ ④ | (各2点×5=計10点) |
| 第5問 | | ア ⑤ | イ ⑤ | ウ ① | エ ④ | オ ② | (各2点×5=計10点) |
| 第6問 | | ア ③ | イ ④ | ウ ④ | エ ① | オ ② | (各2点×5=計10点) |
| 第7問 | | ア ② | イ ⑤ | ウ ① | エ ⑤ | オ ④ | (各2点×5=計10点) |
| 第8問 | 8-1 | ア ④ | イ ② | ウ ② | エ ④ | オ ④ | (各1点×5=計5点) |
| | 8-2 | ア ③ | イ ④ | ウ ④ | エ ① | オ ① | (各1点×5=計5点) |
| | 8-3 | ア ① | イ ② | ウ ③ | エ ② | オ ② | (各1点×5=計5点) |
| 第9問 | | ア ② | イ ③ | ウ ⑤ | エ ③ | オ ④ | (各2点×5=計10点) |

マークシート方式の予想模擬問題の解説

※〈 〉内は、東京商工会議所『福祉住環境コーディネーター検定試験[®]1級公式テキスト 改訂4版』の記述の該当ページを示しています。

※2級公式テキストからのものは「2級」、3級公式テキストからのものは「3級」と表記しています。

※テキスト外からのものは「テキスト外」と表記しています。

第1問

ア. 正答…④

- ① 記述どおり。〈P.3～4〉
- ② 記述どおり。〈P.2〉
- ③ 記述どおり。〈P.3〉
- ④ 公民としての倫理にのっとることが絶対条件である。〈P.12〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.7〉

イ. 正答…③

- ① 1950（昭和25）年に社会保障制度審議会より出されたのは「社会保障制度に関する勧告」である。〈P.17〉
- ② コミュニティケアは、精神障害者の医療分野で構想されたものである。この構想は、他の障害者や高齢者の分野にも広がり、入所施設のあり方に変革を迫ることとなった。〈P.18〉
- ③ 記述どおり。〈P.18〉
- ④ 社会福祉法第4条により、地域住民は、従来の理解し協力する客体の立場から、社会福祉事業の経営者等と並んで、自らも地域福祉を推進する主体の立場に変化した。〈P.20〉
- ⑤ 実践や研究の場面では使われていたものの、法の中ではまったく使われていなかった「地域福祉」という言葉が、2000（平成12）年に制定された社会福祉法第1条に初めて登場した。〈P.20〉

ウ. 正答…①

- (a) 「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や

孤独」などは、従来の社会福祉サービスによる現金給付だけでなく、ホームヘルパーやデイサービスといった個別のサービスの提供であっても対応が難しい問題といえる。〈P.34〉

- (b) 「後見」であっても、「日常生活に関する行為」は代理権の対象とならず、本人の意思が尊重される。〈P.38〉
- (c) 孤立死は、実際には中年の人にも、都市部でも起きている問題である。たとえば、大都市近郊にあるニュータウンでは、独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の割合が増え、孤立死をどう防ぐかが課題となっている。〈P.35〉
- (d) 記述どおり。〈P.37〉
- (e) 記述どおり。〈P.36〉

したがって、(a)× (b)× (c)× (d)○ (e)○ で、正答は①である。

エ. 正答…④

- (a) 記述どおり。〈P.42〉
- (b) 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.12〉
- (c) 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.12〉
- (d) 町内会名簿については、個人情報保護法とは関係しない場合が多い。法律の内容を正確に理解して、過剰反応をしないように注意すべきである。〈P.41〉
- (e) 内閣府の調査（2006（平成18）年）では、記述のような回答をしたのは、成人男性で8.6%、成人女性で5.3%にすぎず、大多数は、「防災・防犯のため」という条件つきではあるが、個人情報の共有や活用に理解を示している。〈P.41〉

したがって、(a)○ (b)○ (c)○ (d)× (e)× で、正答は④である。

オ. 正答…④

- ① 記述どおり。小地域ネットワーク活動は、大きく分けて「一人暮らしの高齢者等の日々の安否を確認する機能」と「日常生活の支援機能」の2つの機能を有する。〈P.23〉
- ② 記述どおり。〈P.23〉
- ③ 記述どおり。しかしながら、実際には車いすに乗ったりア

イマスクをして歩いてみたりする体験だけで終わっている例もあり、福祉教育の手法や教材の充実が課題となっている。

〈P.25〉

- ④ サロン活動は、当初は高齢者を対象として始まったが、参加対象を障害者や子育て中の親子などにも拡大したり、同様の手法を用いて新たに「子育てサロン」を独自に始める例などもあり、参加者に広がりが見られる。〈P.24〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.24〉

第2問

ア. 正答…③

- ① 社会福祉における住民参加は、「DO」の部分への参加に偏っていたといわれる。しかし、これからは、提案、企画、実行、評価、見直しといった福祉に関連するあらゆる場面への住民の参加が求められる。〈P.28〉
- ② 自主防災組織は、それぞれの地域の町内会などの地縁組織を基盤に設置されており、各市町村の地域防災計画には、自主防災組織に関する規定が盛り込まれている。なお、2014（平成26）年4月1日現在、全国で計156,840の自主防災組織が設置されている。〈P.29〉
- ③ 記述どおり。〈P.29、30〉
- ④ 町内会は法に定められた組織ではなく、加入義務のある組織でもない。〈P.29〉
- ⑤ わが国の社会福祉施設は、それぞれの分野ごとの法律に基づいて整備されている。また、種類は100近くある。〈P.26〉

イ. 正答…③

- (a) 特定非営利活動法人（NPO法人）の設立には都道府県または指定都市の認証が必要となる。〈P.30〉
- (b) 定款に記載された特定非営利活動の中で最も多いのは、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」であり、過半数

を超えている。〈P.30表2〉

- (c) 記述どおり。「目的」の他に、10人以上の社員、理事3人ならびに監事1人以上の配置、年1回以上の総会開催、簿記の原則に従った適切な会計処理等を行うことも要件とされている。〈P.30〉
- (d) 記述どおり。〈P.31〉
- (e) 法に定められた分野のいずれかの非営利活動であれば、1つの法人であっても複数の種類の活動を行える。〈P.30表2〉したがって、(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)× で、正答は③である。

ウ. 正答…②

- ① 記述どおり。〈P.26〉
- ② 「くらしの助け合い会」では、支援を必要とする利用会員に対して、組合員有志の提供会員がサービスを行う。〈P.31〉
- ③ 記述どおり。〈P.26〉
- ④ 記述どおり。ボランティアセンターの設置のほかに、食事サービスや見守り・安否確認活動、ふれあい・いきいきサロン、移送サービスなども行われている。〈P.26〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.31〉

エ. 正答…①

- (a) 2013（平成25）年3月末現在、全国で約23万人いる民生委員は、世帯数に応じてあらかじめ定められた担当区域で活動を行っている。〈P.27〉
- (b) 民生委員は、全員が自動的に児童委員を兼務することになっている。〈P.27〉
- (c) 最も多いのは戸別募金で72.4%、次いで法人（企業）募金、職域募集となっている。〈P.28〉
- (d) 記述どおり。〈P.28〉
- (e) 記述どおり。〈P.28〉

したがって、(a)× (b)× (c)× (d)○ (e)○ で、正答は①である。

オ. 正答…③

- ① 記述どおり。〈P.43〉
- ② 記述どおり。〈P.45〉
- ③ 老年症候群は、必ず疾病を伴うというわけではない。〈P.45〉
- ④ 記述どおり。〈P.46〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.46〉

第3問 3-1

- ア. 正答…③ (認知性) 〈P.122表1〉
- イ. 正答…② (インクルーシブ・デザイン) 〈P.123〉
- ウ. 正答…④ (仙台市) 〈P.124〉
- エ. 正答…③ (世界リハビリテーション会議) 〈P.124、124図4〉
- オ. 正答…④ (建設業界) 〈P.120〉

第3問 3-2

- ア. 正答…④ (妥当性) 〈P.47〉
- イ. 正答…③ (ローゼンソール効果) 〈P.48、49〉
- ウ. 正答…① (筋骨格系) 〈P.45〉
- エ. 正答…① (基本チェックリスト) 〈P.47〉
- オ. 正答…④ (ロコモティブシンドローム) 〈P.53〉

第3問 3-3

- ア. 正答…① (障害支援区分) 〈P.95、97図5〉
- イ. 正答…② (市町村審査会) 〈P.95、97図5〉
- ウ. 正答…④ (意見聴取) 〈P.95、97図5〉
- エ. 正答…② (サービス担当者会議) 〈P.95、97図5〉
- オ. 正答…③ (サービス等利用計画) 〈P.95、97図5〉

第4問

- イ. 正答…④
 - ① 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.4〉

- ② 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.2〉
- ③ 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.2～3〉
- ④ 2018(平成30)年10月から、介護保険制度の福祉用具貸与サービスでは、貸与価格の上限の設定が行われる。これは、現在、貸与価格が全国でばらついているのを抑制し、適正価格での貸与を確保するために行われるものである。

〈テキスト外：追補資料P.3～4〉

- ⑤ 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.2〉

イ. 正答…④

- (a) 生活支援体制整備事業では、市町村が中心となって「生活支援コーディネーター」を設置することになった。〈P.67〉
- (b) 記述どおり。〈P.65、66〉
- (c) 人員配置の最低基準は、保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員(準ずる者を含む)各1人である。〈P.66図16〉
- (d) 記述どおり。〈P.64～65〉
- (e) 記述どおり。〈P.68〉

したがって、(a)×(b)○(c)×(d)○(e)○で、正答は④である。

ウ. 正答…③

- ① 記述どおり。〈P.70〉
- ② 記述どおり。〈P.70〉
- ③ わが国でかつて多かったのは脳血管性認知症である。〈P.71〉
- ④ 記述どおり。〈P.70、73〉
- ⑤ 記述どおり。なお、行動・心理症状(BPSD)としては、徘徊や幻覚、妄想や多動などの行動的な障害が挙げられる。〈P.72〉

エ. 正答…⑤

- ① 実施については、合理的配慮の必要性が示されている。〈P.85〉
- ② アメリカ合衆国で自立生活運動(IL運動)が発展したのは、

1970年代である。〈P.88〉

- ③ 学校や保育所の管理者についても虐待防止の措置をとることが義務づけられている。〈P.85〉
- ④ 自己決定などの主体性を奪われた人が支援を受けて主体性を取り戻すためのエンパワメントや自己決定能力の低下した人の権利や利益を守るためのアドボカシー制度がある。なお、アドボカシーは「権利擁護」と訳され、自分の権利や援助のニーズを十分に主張できない人に代わって、その権利・利益を守り、ニーズの把握と充足を支援することをいう。〈P.88〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.87〉

オ. 正答…④

- (a) 記述どおり。〈P.91～93〉
 - (b) 相談支援事業は、市町村が実施するだけでなく、事業者にも委託することも可能である。〈P.93〉
 - (c) 障害の状態から、補装具の購入や修理が必要と市町村が認めた場合に支給される。〈P.93〉
 - (d) 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.5〉
 - (e) 記述どおり。〈テキスト外：追補資料P.5〉
- したがって、(a)○ (b)× (c)× (d)○ (e)○ で、正答は④である。

第5問

ア. 正答…⑤

- ① 記述どおり。また、障害者は、地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけではなく、障害者のエンパワメントを高める視点から保健、医療、福祉、教育、就労等のさまざまなサービスを提供する必要があるとも述べている。〈P.108、109〉
- ② 記述どおり。〈P.108〉
- ③ 記述どおり。〈P.111図12〉
- ④ 記述どおり。〈P.107〉

- ⑤ インフォーマルなサポートとは、家族成員や友人・同僚、近隣、ボランティアなどによるサポートを指す。なお、地域の団体・組織、社会福祉法人などによるサービスは、フォーマルなサービスに該当する。〈P.108、109図11〉

イ. 正答…⑤

- ① 記述どおり。〈P.103〉
- ② 記述どおり。〈P.101〉
- ③ 記述どおり。〈P.107〉
- ④ 記述どおり。〈P.99〉
- ⑤ 高次脳機能障害は一見して症状が障害による者かどうか認識されにくいことがあり、十分な理解が得られず適切な対応が課題とされている。〈P.100～101〉

ウ. 正答…①

- ① 「意味がわかる」人は3割強で、「言葉を知っているが意味は知らない」人が3割という結果だった。〈P.122、P.123図2〉
- ② 記述どおり。〈P.121、122〉
- ③ 記述どおり。〈P.122～123、123図3〉
- ④ 記述どおり。〈P.121〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.126〉

エ. 正答…④

- ① 記述どおり。〈P.129、130図1〉
- ② 記述どおり。〈P.131〉
- ③ 記述どおり。〈P.132〉
- ④ 協議会の設置は任意である。ただし、法律内で明確に位置づけられたことの意味は大きく、協議の場で決められた基本構想の内容などへの拘束力は強くなっている。〈P.132〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.129〉

オ. 正答…②

- ① 記述どおり。〈P.134〉
- ② 複数の市町村にまたがる場合は、共同して基本構想の策定

を行う。〈P.134〉

- ③ 記述どおり。〈P.134〉
- ④ 記述どおり。〈P.134〉
- ⑤ 記述どおり。このことによって、点的なエリアどりから複数の面的なエリアどりに移行し、連続的で総合的なまちのバリアフリー化が期待されている。〈P.133〉

第6問

ア. 正答…③

- (a) 適用対象は、2,000㎡以上の特別特定建築物である。〈P.135〉
- (b) 移動等円滑化基準を遵守しない法令違反、命令違反には、建築主に対して300万円以下の罰金が課される。〈P.136～137〉
- (c) 記述どおり。委任（付加）条例が制定可能な範囲として、そのほかには「対象となる建築面積の規模を2,000㎡以下へ引き下げること」「特定施設のバリアフリー基準の内容を強化できること」があり、いずれも「建築基準法」と同等の義務化法令として運用される。〈P.135〉
- (d) 記述どおり。〈P.137〉
- (e) 整備対象となる「特定施設」は全部で10ある。そのほかには、便所、ホテルまたは旅館の客室、敷地内の通路、駐車場、その他国土交通省で定める施設がある。なお、「その他国土交通省で定める施設」とは、浴室またはシャワー室である。〈P.137表4、P.138〉

したがって、(a)× (b)× (c)○ (d)○ (e)× で、正答は③である。

イ. 正答…④

- ① 記述どおり。〈P.139、142図5〉
- ② 記述どおり。〈P.139、142図4〉
- ③ 記述どおり。〈P.141〉
- ④ 1つの便房に多様な機能を含みすぎると利用者が重なり、利用しにくさが生じる場合があるため、十分に留意する必要

がある。〈P.143〉

- ⑤ 記述どおり。〈P.145〉

ウ. 正答…④

- ① 記述どおり。〈P.150〉
- ② 記述どおり。〈P.150〉
- ③ 記述どおり。〈P.150、154〉
- ④ 多機能トイレを利用しやすい場所に男女共用のものを1以上設置するか、男女別に各1以上設置するとしている。〈P.156表11〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.156表11〉

エ. 正答…①

- (a) バス停の構造には、「バスベイ型」「テラス型」「ストレート型」「三角形切り込み型」があり、このうち正着しやすいタイプは、三角形切り込み型とテラス型である。三角形切り込み型は正着しやすく、テラス型より渋滞への影響がやや少なくて済む。〈P.160～161、161図14〉
- (b) 記述どおり。〈P.159〉
- (c) 記述どおり。〈P.160〉
- (d) 記述どおり。〈P.158〉
- (e) 視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内するのは点状ブロック、視覚障害者に、主に誘導対象施設の移動方向を案内するのは線状ブロックである。なお、線状ブロックと点状ブロックは、できるだけ接近させて設置するようにする。〈P.162～163〉

したがって、(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)× で、正答は①である。

オ. 正答…②

- ① 記述どおり。〈P.167〉
- ② 遊具メーカーによるさまざまなユニバーサル遊具が販売されているが、その多くは遊びのおもしろさに欠けるものとなっている。アクセスしやすさだけでなく誰もがわくわくできるような遊具が求められている。〈P.167〉

- ③ 記述どおり。〈P.168〉
- ④ 記述どおり。ユニバーサルデザインにおける円滑な移動のためには、1か所でも線が途切れると、前後のせっかくの円滑さが台なしになってしまうことを忘れないようにする。〈P.166〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.168〉

第7問

ア. 正答…②

- (a) 記述どおり。〈P.194〉
- (b) 大規模施設では受動的になりがちな人が、日常生活に親和的な住宅環境において主体性を取り戻すきっかけとなる、などの効果が見られている。〈P.194～195〉
- (c) 記述どおり。〈P.194〉
- (d) 記述どおり。〈P.189〉
- (e) 記述のような事例はアダプテーションというよりコンバージョンである。〈P.189〉

したがって、(a)○(b)×(c)○(d)○(e)×で、正答は②である。

イ. 正答…⑤

- ① 施設系のものは一定程度のストックがあるが、住宅系のものについては供給が立ち遅れている。〈P.197〉
- ② 「高齢者住まい法」は国土交通省の所管する住宅・施設を規定している。なお、厚生労働省の所管する住宅・施設は「介護保険法」、「社会福祉法」、「老人福祉法」、「医療法」によって規定されている。〈P.200、200図3〉
- ③ 一般住宅以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど高齢者住宅・施設に住む高齢者は、160万人近くになっているが、持ち家や賃貸住宅に住む高齢者に比べれば圧倒的に少ない。

〈P.197、198図2〉

- ④ 近年、課題とされているのは、中所得・資産階層向けの高齢者住宅・施設の整備である。特に都市部での単身や夫婦のみの高齢者世帯の急増に対応する必要がある。〈P.200〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.200〉

ウ. 正答…①

- ① 記述どおり。〈P.202〉
- ② 1970年代には、高齢化率が7%を超え、「高齢化社会」と呼ばれる時代に入った。「高齢社会」とは高齢化率が14%を超えた社会のことをいう。〈P.204〉
- ③ 高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）では、ホームヘルパーの養成、ショートステイ、デイサービスセンターなどの在宅福祉対策や、特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの施設対策などについての具体的な目標値が掲げられた。認知症高齢者支援対策の推進、元気高齢者づくり対策の推進といった介護サービスの基盤整備と生活支援対策を推進することなどが目標として掲げられたのはゴールドプラン21（2000（平成12）年度から2004（平成16）年度）である。〈P.206〉
- ④ 介護やりハビリテーションに力点を置いた療養の場でケアをしていこうという動きがさらに強まり、法改正により、長期間の療養が必要な患者を入院させる医療施設として療養型病床群が導入された。〈P.207〉
- ⑤ 「住宅セーフティネット法」は高齢者や障害者に限らず、低額所得者、被災者、子どもを育てる家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者などを対象にする法律である。〈P.208～209〉

エ. 正答…⑤

- ① 記述どおり。〈P.214〉
- ② 記述どおり。養護老人ホームは、旧来の困窮救済施設の色

合いが強い養老施設の系譜を引き継いだという点で、わが国の老人ホームの原型ともいえる。〈P.217〉

- ③ 記述どおり。〈P.218〉
- ④ 記述どおり。〈P.217～218〉
- ⑤ 有料老人ホームは、各都道府県等が定める「有料老人ホーム設置運営指導指針」に則って設置することが求められており、事業者は、立地条件、建物の構造設備、施設の管理・運営、サービス、契約内容など、事業全般にわたってさまざまな要件を遵守しなければならない。〈P.220〉

オ. 正答…④

- ① 記述どおり。〈P.223〉
- ② 記述どおり。〈P.234〉
- ③ 記述どおり。〈P.221〉
- ④ 記述は、コレクティブハウジングのことである。コレクティブハウジングとグループリビングの形態は似ているが、コレクティブハウジングが「協同の生活運営」(ソフト)を重視するのに対し、グループリビングは食事を一緒にとるなどの「共同の場」(ハード)をもつことを重視している。〈P.222〉
- ⑤ 記述どおり。〈P.220表2〉

第8問 8-1

- ア. 正答…④ (救貧施設) 〈P.191〉
- イ. 正答…② (救護法) 〈P.191～192〉
- ウ. 正答…② (養護老人ホーム) 〈P.192〉
- エ. 正答…④ (ケアハウス) 〈P.192〉
- オ. 正答…④ (新型特養) 〈P.192〉

第8問 8-2

- ア. 正答…③ (介護療養型医療施設) 〈P.246〉

- イ. 正答…④ (10.65㎡) 〈P.247図19〉
- ウ. 正答…④ (特別養護老人ホーム) 〈P.248表6〉
- エ. 正答…① (介護老人福祉施設) 〈P.246〉
- オ. 正答…① (プライエム) 〈P.251〉

第8問 8-3

- ア. 正答…① (障害者住宅整備資金貸付事業) 〈P.263〉
- イ. 正答…② (リバースモーゲージ) 〈P.263〉
- ウ. 正答…③ (福祉ホーム) 〈P.264〉
- エ. 正答…② (日常生活用具) 〈P.263〉
- オ. 正答…② (共生型小規模多機能施設) 〈P.267〉

第9問

ア. 正答…②

- (a) 介護療養病床は、病状が落ち着いているものの、長期にわたり専門的な治療が必要な患者を対象に、介護と医療の両面からサービスを提供する。〈P.232〉
 - (b) 記述どおり。なお、従来、介護老人保健施設では、介護報酬の中に居住費や食費の大部分が含まれていたが、2005年10月の施設給付の見直しにより、居住費と食費は保険給付の対象外とされ、原則として利用者の全額自己負担となった。〈P.232〉
 - (c) 記述どおり。〈P.233〉
 - (d) 記述どおり。〈P.230〉
 - (e) 認知症高齢者グループホームは、制度開始当初は「中程度の認知症の高齢者」を対象としていたが、2006(平成18)年の介護保険法改正により利用対象の範囲が広がり、「認知症に伴って著しい精神症状や行動障害が現れている重度の高齢者」も含まれるようになった。〈P.234〉
- したがって、(a)× (b)○ (c)○ (d)○ (e)× で、正答は②である。

イ. 正答…③

- (a) サービス付き高齢者向け住宅の入居対象となるのは、60歳以上の者、または、要介護認定もしくは要支援認定を受けた者である。〈P.238〉
- (b) 記述どおり。〈P.240、241表4〉
- (c) 登録事業者の事務所や登録された住宅への立ち入り検査も認められるなど、従来より行政の指導監督権が強化された。こういった指導監督を、都道府県等の住宅部局と福祉部局が連携して行うことになっている。〈P.240～241〉
- (d) 各居住部分の床面積は原則25㎡以上（ただし、居間等が高齢者が共同で利用するために十分な面積を有する場合は18㎡以上で可）とされている。〈P.239、241表4〉
- (e) 記述どおり。〈P.239、240図16〉
- したがって、(a)× (b)○ (c)× (d)× (e)○ で、正答は③である。

ウ. 正答…⑤

- ① 記述どおり。〈P.252〉
- ② 記述どおり。〈P.252〉
- ③ 記述どおり。地域包括ケアシステムの圏域としては、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、中学校区が基本単位とされている。〈P.252〉
- ④ 記述どおり。〈P.253〉
- ⑤ 住居とサービスの提供者が同一でも別々でもどちらでもよく、個々の入居者が自分に必要なサービスを自由に選択する高齢者住宅・施設は、「介護選択型」である。「介護一体型」は、住居とサービスがセットで提供されるという形態であり、生活支援や介護サービスは、事業主体によって24時間365日保障されている。介護一体型には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホームなどが該当する。〈P.253〉

エ. 正答…③

- ① 高齢者に対する施策と障害者に対する施策の対象は重複するため、より強く連携して実施されるべきである。〈P.266〉
- ② 通所施設（授産施設・更生施設等）の運営主体は、行政を除いて、社会福祉法人に限られていたが、規制が緩和され、特定非営利活動法人（NPO法人）のほか医療法人、財団法人といった社会福祉法人以外の法人でも運営できるようになった。〈P.266〉
- ③ 記述どおり。〈P.265〉
- ④ 1980（昭和55）年から認められているのは身体障害者の単身入居であり、2005（平成17）年度に対象の範囲が拡大され、精神・知的障害者まで広げられた。〈P.259〉
- ⑤ 官公庁施設や交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするための施設の整備に配慮することは、従来から障害者基本法の第21条で定められている。〈P.256〉

オ. 正答…④

- ①記述どおり。〈P.257～258〉
- ②記述どおり。〈P.260〉
- ③記述どおり。〈P.263〉
- ④公営住宅の福祉事業への活用や、福祉施策との連携が強化できるようになったのは、1996（平成8）年の「公営住宅法」改正による。〈P.259〉
- ⑤記述どおり。〈P.261～P.262〉

